

2015年2月5日

一般社団法人茨城県経営者協会
会長 鬼澤邦夫 殿

日本労働組合総連合会茨城県連合会
会長 和田浩美

2015年春季生活改善労使交渉等についての要請

貴協会におかれましては、経営者の相互啓発と連携のもとに、創造的で活力ある産業社会・真に豊かな茨城づくりに邁進されますとともに、勤労者の福利増進と労使関係の正常化に積極的に寄与され活動を進められていることに対し、衷心より敬意を表します。

また、春季生活改善労使交渉に対しましても、労使双方における貴重な公式の意思疎通の機会として、産業・企業の経営状況、労働条件、雇用問題等について、積極的に論議をいただいていますことに改めて感謝申し上げます。

日本経済は低成長とデフレ経済という「失われた20年」の中で、企業は短期的な利益確保の重視や株主重視の姿勢を強め、賃金の低下や非正規労働者の増加、所得などの格差の拡大など、中間層の減少と格差の拡大は社会の安定成長の基盤を損なう状況を招いた。また、2014年4月の消費税率引き上げに伴う消費の反動減により、家計消費や企業投資等の回復は依然として緩慢であり、景気回復はもたついている状況である。

連合は、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて、継続して賃金の引き上げを求めていくこととする。とりわけ、大手と中小の賃金格差の是正や社会全体の底上げ・底支えを実現させる運動を展開する。とくに、すべての労働組合が月例賃金の引き上げるにこだわること、すべての働く者の処遇改善をはかる取り組みを進める。さらに、春季生活闘争を「総合生活改善闘争」として、「労働条件向上の取り組み」とともに、健全な経済成長実現に向けた政策の実現や、社会保障や税を通じた所得再分配機能の強化などを実現させるために、「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪として推し進め、勤労者全体の雇用・労働条件・生活に関わる問題の解決に向けた取り組みを進めていく。

つきましては、貴協会におかれましても、別紙要請事項の趣旨をご理解いただくとともに、共通する課題についての共同行動、健全な労使関係の確立に向け、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以上

要 請 事 項

— 2015 春季生活闘争にあたっての基本スタンス —

私たち連合は、2015 春季生活闘争で、すべての組合が重点的に取り組む課題として「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」を「3本柱」として位置づけ、これらの取り組みを通じ「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けて全力を尽くす。

具体的には、物価上昇局面にあることや経済成長をけん引する観点で、すべての組合が月例賃金にこだわり、2%以上の引き上げを求める。(定期昇給相当分と賃上げ額を加えた要求は4%以上となる。) また、長時間労働縮減に向けた取り組みや、政策・制度実現の取り組みを強力に進める。

つきましては、下記の2015 春季生活闘争方針の取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、健全な労使関係を通じ、個別労使交渉の中で解決が図られますようご理解とご協力いただき、貴会員各位へご周知いただきますようお願い申し上げます。

〔連合 2015 春季生活闘争方針〕

《2015 春季生活闘争「3本柱」の要求項目》

2015春季生活闘争で取り組む「賃上げ」「時短」「政策・制度実現の取り組み」の「3本柱」による「底上げ・底支え」「格差是正」の実現と、「デフレからの脱却」と「経済の好循環実現」に向けた要求項目については、以下の通りとする。

1. 2015 春季生活闘争の具体的な要求項目

- 「賃上げ」については、物価上昇局面にあることや経済成長をけん引する観点で、すべての組合が月例賃金にこだわり、2%以上の引き上げを求める。(定期昇給相当分と賃上げ額を加えた要求は4%以上となる。)
- 中小組合(組合員数300人未満)については、格差是正と底上げの観点で、「最低到達水準」を設定するとともに、要求基準として10,500円以上の引き上げを求める。(賃金カーブ維持相当分4,500円)
- 非正規労働者については、正社員との均等処遇実現をめざし、「最低到達水準」を設定するとともに、時給37円以上の引き上げを求める。
- 長時間労働を撲滅するため、あらゆる取り組みを通じて、総実労働時間の縮減を進める。
- 実質生活の向上に向け、日本経済の健全な成長実現に向けた政策の実現など「底上げ・底支え」に向けて取り組みを進める。

2. 個別要求内容の考え方について

1) 「底上げ・底支え」「格差是正」の取り組み

企業規模間、正規・非正規間、男女間などに存在する賃金等の格差是正に向けて、中小企業の活性化と地域の活性化やそのための人材育成・確保の取り組みが不可欠である。また、正規・非正規と呼称される労働の差別化などの問題も看過できない。企業数の99.7%、従業員数の約7割を担う中小企業の経営基盤の強化とそこで働く労働者の労働条件の向上、人材の確保・育成は日本経済の健全な発展にとって不可欠である。「底上げ・底支え」「格差是正」に向けて、大手企業の組合はグループ企業組合への支援を強化することや、サプライチェーン全体の成長実現や公正取引実現に向けた取り組みを強化することなど、全力を尽くす必要がある。

様々な格差の是正に向けて、その実態の把握を進めるとともに、「コンプライアンスの徹底」と「均等処遇」をベースにそれぞれの共闘等を中心に実効性のある取り組みを行っていく。

「底上げ・底支え」をはかるために、連合リビングウェイジを基準とした「最低到達水準」を設定し、これをクリアすることをめざす。

【中小企業の底上げ・底支えに向けた要求項目】

- ・都道府県ごとに連合リビングウェイジにもとづく最低到達水準を設定する。
例) 144,000円(茨城県・単身世帯・自動車保有なしの月額)
196,920円(茨城県・2人(父子)世帯・自動車保有なしの月額)
- ・要求基準 10,500円以上(賃金カーブ維持相当分4,500円)

また、賃金相場に関する情報開示を積極的に進め、未組織労働者を含めた社会全体の底上げ・底支えに波及させることをめざす。加えて、地域ごとに「フォーラム」を開催し春季生活闘争を通じて地域の活性化をめざす。

正規・非正規間の格差については、コンプライアンスの徹底はもとより、均等処遇の観点から重点項目を設定し、賃金の引き上げや昇給ルールの導入・明確化などの実現をはかる。

【正規・非正規間の格差是正に向けた重点要求項目】

時給の引き上げの取り組みは、地域特性や職種を考慮しながら正社員との均等処遇の実現と社会的な波及を強めるため、連合が掲げる「誰もが時給1,000円」をはじめ次のいずれかの取り組みを展開する。

- ① 正社員との均等処遇実現に向けた取り組みの第一弾として、構成組織は現状を踏まえ中期的に「都道府県ごとの連合リビングウェイジ」を上回る水準となるよう指導を強化する。
- ② 正社員との均等処遇をはかるためにも、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保する。
- ③ 時給の引き上げについては、中小共闘の賃金引き上げ目安を時給換算した37円を目安に求めていく。なお、月給制の非正規労働者の賃金については正社員との均等処遇の観点から改善を求める。

～均等処遇実現を含めた総合的な労働条件向上への

取り組みにおける2015重点項目～

<雇用安定に関する項目> (★は最重点項目)

- ① 正社員への転換ルールの導入促進・明確化
- ② 無期労働契約への転換促進

<均等処遇に関する事項>

- ① 昇給ルールの導入・明確化
- ★② 一時金の支給
- ③ 福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
- ④ 社会保険の加入状況の点検と加入促進
- ★⑤ 職場におけるワークルールの徹底により、年次有給休暇の取得促進をはかる

2) ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて（時短等の取り組み）

労働安全衛生面・健康確保のための過重労働防止の観点はもとより、超少子高齢・人口減少社会が進むわが国の社会構造を踏まえれば、「社会生活の時間」の充実を含むワーク・ライフ・バランス社会の実現が、日本社会の持続可能性のためにも不可欠であり、長時間労働縮減に向けて以下の項目を中心に取り組む。

- ① 労働時間規制の取り組み（36協定（特別条項付協定）の点検・適正化、休憩時間（勤務間インターバル）など）の導入により過重労働対策を進める。
- ② 時間外割増率を法定割増率以上に引き上げをはかり、長時間労働の抑制をはかる。
- ③ 年次有給休暇取得率向上に向けた取り組みを行う中で、「働き方」「休み方」の意識改革を進めていく。
- ④ 両立支援の推進をはかる。

3) 政策・制度実現の取り組みについて

「2015年度 政策・制度実現の取り組み」と「2015春季生活闘争における労働条件改善の取り組み」を「運動の両輪」として、すべての労働者を対象にした生活改善・格差是正の以下の取り組みを強力に進める。

- ① 経済の好循環に向けた産業政策と雇用政策の一体的推進
- ② 雇用の安定と公正労働条件の確保
- ③ 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進
- ④ 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現
- ⑤ 公務における臨時職員・非常勤職員の処遇改善と公契約適正化の推進

以 上